

皆様に、最新の**労働災害情報**をおとどけしています！

災害発生情報 No.71

2014. 9. 25
(社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報をお届けしています。各社の安全衛生管理活動にご活用ください。

【有害物との接触】

業種	金属製品製造業	経験	年	年齢	46歳	男女	男性
発生日	発生時刻		13時00分				
発生状況	製造時に発生する廃水がU字溝に漏れいたため、上司の指示により分解処理をした後、脱色処理のために次亜塩素酸ソーダを加え攪拌した後、硫酸を滴下していたところ、発生した塩素ガスを吸入し、数回咳き込んだ。						
負傷の程度/部位	塩素ガス中毒		休業見込		不休		

◆ コメント

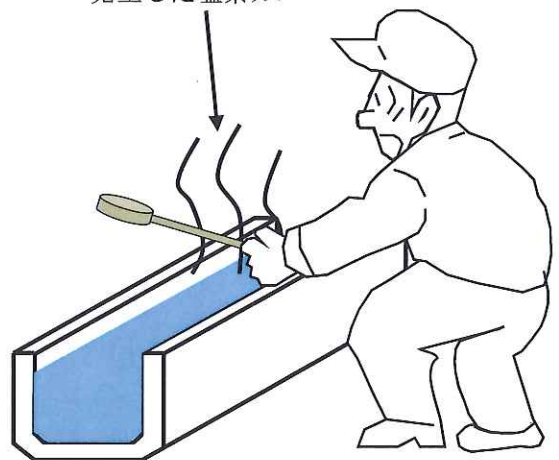
通常は自動ラインで処理されていた廃液をその場で処理しようとしたため、塩素ガスを吸入した災害です。2物質の混合で塩素ガスが発生することは認識しており、少しずつ滴下していたため、幸いにも重症化せずに済みました。

家庭用の塩素系カビ取り剤に次亜塩素酸ソーダ、トイレ用の洗剤には塩酸などが含有しています。この2つを混ぜると塩素ガスが発生することをご存じの方は沢山いると思います。

化学物質は私たちが生活するうえで欠かせないほど様々なところで使用されています。次亜塩素酸ソーダに至っては、食品にも使用されているほどです。

本件は塩素ガス発生を認識していながらマスク着用なしなど、認識が甘かったと思われます。皆さんの事業場ではどうでしょうか。

発生した塩素ガス



◆ 再発防止のアドバイス

- 1 漏れいた廃液はその場で処理するのではなく、廃液をくみ上げ元のラインへ戻して処理すれば塩素ガスを吸入することはなくなります（危険な作業自体をなくす）。
- 2 やむを得ず、その場で処理しなくてはならない場合は、付近を立入禁止とし、作業者は有機ガス用防毒マスクを着用して作業します。

【お願い】

この記事は、筑西労働基準監督署のご協力により作成し、随時お届けしています。お届けしている災害情報はすべて実際に発生した事件ですが、わかりやすいように一部加工する場合があります。